

患者が「医療提供施設」としての薬局を選択する目安は
——医療法の改正で生涯学習の質が問われる

内山 充

去る6月21日に改正医療法とそれに付随する薬事法・薬剤師法の改正が公布されました。これらは、一部(行政処分を受けた薬剤師の再教育等)を除き平成19年4月から施行されます。[改正の要旨](#)はすでにご紹介しましたが、この改正の目的は、良質で安全な医療を提供できる体制を確立することであり、それに必要な具体的な方策が幾つも示されています。

その一つとして、特に患者主体の医療の実現という社会ニーズを反映して、良い医療を患者自身が選べるようにという配慮から、選ぶために役立つ情報の提供を医療側と自治体に義務付けたり、医業の広告規制をかなり緩和したりされています。

情報提供について薬剤師に関連する条項を見ますと、医療提供施設としての各薬局の開設者は、患者が薬局の選択を適切に行なうために必要とされる事項を、都道府県知事に報告するとともに公開しなければならないとされています。さらにその内容は、都道府県知事の義務として、文書やインターネットで公開されることとなります。どのような事項が薬局の選択に必要とされるかは、今後厚労省令で決められますが、施設、サービス、所属薬剤師の数、資格、能力など、患者が薬局を選ぶときに知りたいと思う事柄が取り上げられることが予想され、患者による薬局の選択が本格化することと思われま

す。一方広告に関しては、これまで薬局は特に制限されていませんでしたが、病院・診療所等はかなり厳しく制限されていました。しかしそれが今回大幅に見直され、患者が病院等を選ぶときに参考になりそうな事柄で、広告しても良いものがいくつも追加されました。その中の一つに、病院等に勤務する医師、薬剤師、看護師等の医療従事者について、氏名、年齢、役職、略歴、その他患者が病院を選ぶときの参考として役立つ事項(これも省令で定められます)というものもあります。

このように、病院でも薬局でも、設備、機能や、在職する薬剤師についてのいろいろな個人情報、患者による選択のための判断根拠として提供されるとなると、当然のこととして薬剤師の経歴や能力が問題となります。それも、年齢や経験年数ばかりではなく、現時点での薬剤師としての能力・適性を客観的に示すものとして、生涯学習の実績が重要な意味を持ってくるに違いありません。

継続した生涯研修で、効果的に資質向上を図っている薬剤師のいる薬局が信頼されるのは言うまでもありません。その際、研修といっても形ばかりではなく、学習の中身が問われるのは当然です。場当たりの、あるいは独りよがりの研修ではなく、選ぶ立場の患者から見て分かりやすく、世の中の評価に耐える高度な学習を継続して行くことが必要です。

これからは、生涯学習の質が問われる時代になるといっても良いでしょう。薬剤師一人ひとりが[C P D \(生涯を通じての職能開発\)](#)の励行を目標として、まずは当面の計画を立てて学習に臨んでください。